

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外30名

被 告 中部電力株式会社

原告準備書面60

2025(令和7)年11月13日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏弘

弁護士 河合 弘之

弁護士 青山 雅幸

弁護士 大石 康智

外

裁判所は、原告に対し、近い将来に原子力規制委員会の認可がおりて再稼働する見込みがないのではないか、との見地から、訴えの利益に関して、原告に求釈明を行った。本書面では、これに応答する。

1 原子力規制委員会の許可が未了であっても、訴えの利益は存在する

原子力規制委員会の許可が未了であっても、原子力規制委員会の許可は将来なされ得るものであり、将来の稼働が予定されている以上、差止を求める利益は現に存在する。

2 具体的危険性の存在

原子力発電所の稼働は、許可が下りたら直ちに開始され得るものである。すなわち、その危険性は現実的であり、切迫しているといえる。原子力規制委員会の許可がないから訴えの利益がない、とするのは、原告らに危険の発生を現実に待つことを強いるものであり不当である。

3 司法アクセス権との関係

原発訴訟の審理は複雑で、一般に長時間を要するところ、原子力規制委員会の許可を待ってから訴訟を提起すべきとすると、許可直後に運転が開始され、住民側の救済が間に合わないことになる。これは憲法32条の裁判を受ける権利を空洞化させるものである。さらに原子力規制委員会という行政の判断に過度に依存して司法審査を封じることは、三権分立にも反する。

4 結語

以上のとおり、本件訴訟について、訴えの利益があることは明らかである。

以上